

第1章

計画の基本的な考え方

第1章では、計画策定の背景、環境をとりまく状況、「天理市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、計画策定の目的や基本的な視点を整理するとともに、計画の位置づけ、計画期間、計画の推進主体と役割、対象地域、対象とする環境の範囲など、本計画の前提となる基本的な考え方を整理しています。

第1節	計画策定の背景と基本理念	2
第2節	計画策定の基本的な視点	5
第3節	計画の目的と位置づけ	6
第4節	計画期間と対象者・対象地域	7
第5節	計画の対象とする環境の範囲	8
第6節	計画の構成	9

第1節 計画策定の背景と基本理念

1 背景

近年の環境問題は、公害や水質汚濁などの地域的な問題から地球温暖化、生物多様性といった地球規模の問題まで、多種・多様化しています。これらの原因は、私たちが生活の豊かさや、利便性を追求してきた結果であるといえます。

さらに、東日本大震災の被害や影響を契機に、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すとともに、記録的な猛暑やゲリラ豪雨などの自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、超高齢化社会の到来や価値観の多様化に伴う、住環境を含めた都市環境や自然環境などを持続可能なものへと見直していく必要性を改めて認識するなど、市民の間に大きな価値観や意識の変化が生じています。

その中で、人と人とのつながり、地域とのつながりやボランティアなどの社会への貢献が強く意識されるようになったことは、今後の地方自治・環境行政のあり方に大きな変革が求められていると換言することができます。

天理市（以下、「本市」という）は、緑あふれる“大和青垣”に抱かれ、卑弥呼の里を思わせる黒塚古墳から出土した多数の三角縁神獣鏡や大型の埴輪がそのままの姿で見つかった赤土山古墳などの数多くの文化財をはじめ、日本最古の道“山の辺の道”が現存するなど、歴史と自然が一体となって息づいています。しかし、近年、田畑の減少、ごみの不法投棄・自動車交通量の増加など、他の地域と同様の環境問題に直面しており、私たちの生活様式を見直していく必要があります。

国は平成5年に「環境基本法」の制定、平成6年に「環境基本計画」（平成24年4月改定：第四次環境基本計画）の策定、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」の制定、平成20年に「生物多様性基本法」の制定、さらに国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づく地球温暖化対策の推進など、環境関連施策の総合的で計画的な推進を図っています。

また、奈良県も平成9年に「奈良県環境基本条例」を施行し、平成18年に「新奈良県環境総合計画」を策定し、奈良県の今後の取組方策を明らかにしています。

このような状況の中、豊かな自然環境と歴史文化に恵まれた本市においても、市民の環境に対する関心が高まっており、環境施策を総合的・計画的に推進するための枠組みが求められています。

このような背景のもと、本市では、環境の保全と創造について基本理念を定め、市民・事業者・行政（市）の協働のもとに責務を明らかにするとともに、市民団体の自主的な活動を尊重し、健全で恵み豊かな環境を確保するため、平成24年に「天理市環境基本条例」を施行しました。

これに基づき、次世代に豊かな環境を引き継ぐための環境の施策を、総合的かつ計画的に推進するため、「天理市環境基本計画」（以下「本計画」という）を策定します。

本計画は、地域と地球の良好な環境を保持し、持続可能な社会をつくるための計画です。この計画には、本市の将来像をイメージしたビジョンと、その実現に向けた課題、そしてその課題を達成するために、市民・事業者・行政（市）がパートナーシップにより取り組むべき具体的な行動を規定するものです。

2 環境をとりまく状況の変化

(1) 京都議定書と地球温暖化対策の必要性

平成9年12月に京都で開催された、『気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）』において採択された、温室効果ガス排出量の6%削減（平成2年・1990年比）を約束した『京都議定書』が平成17年に発効しました。これを受けて、我が国でも平成17年に『京都議定書目標達成計画』が閣議決定されました。この計画の中では、地方公共団体は温室効果ガスの排出量削減のための地域の特性に応じた対策を実視すること、率先した取組を実施すること、地域住民への情報提供と活動を推進することが求められています。事業者は、事業の中で創意工夫を凝らした取組をすること、社会的責任を踏まえた取組をすること、製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減をすることが求められています。国民は、日常生活に起因する温室効果ガスの排出を抑制すること、地球温暖化対策活動へ参加することが求められています。

(2) 循環型社会の実現に向けて

我が国では、物質フロー全体を見ると、新たに投入される天然資源の量は減少し、循環利用される物質の量は増加しています。しかし一方で、廃棄物の大量発生と、それに伴う廃棄物処理場の不足、不法投棄の増大という問題があります。このため、物質の効率的な利用やリサイクルを進め、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成が急がれています。平成12年に『循環型社会形成推進基本法』が制定され、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤が確立され、循環型社会の形成に向け実効性のある取組が推進されることとなりました。このため、3R（廃棄物などの発生抑制、再使用、再生利用）の推進が必要になっています。

(3) 生物多様性の保全の重要性

近年、生物の生息地の破壊や乱獲などのため、地球上の生物多様性は、急速に失われつつあり、危機的な状況と言えます。我が国では、平成5年に発効した『生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)』に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる政策目標と取組の方向を定めた「生物多様性国家戦略」が策定されました（平成19年11月に「第3次生物多様性国家戦略」が閣議決定）。また平成20年6月には、地方公共団体、事業者、国民の責務を示した『生物多様性基本法』が施行されました。

(4) 環境教育の重要性の高まり

環境問題に取り組むためには、国民や事業者が環境問題を正しく理解することが必要です。

我が国では、平成15年に『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律』が制定され、この中で、国民や事業者等の環境教育への取組の方向性が示されました。また、平成20年3月に公表された新学習指導要領では、「持続可能な開発のための教育」の考え方が教育内容に位置づけられるなど、ますます環境教育は重要になってきています。

(5) 環境と経済の好循環の実現に向けて

国の第四次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）では、環境と経済の関わりが一層広く深いものになり、経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を一層進めていくなど、経済との関係を意識した環境政策を進めていくことが重要であるとしています。また、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、環境・エネルギー分野が成長分野の一つとして位置づけられています。このように、環境と経済が密接不可分なものとなっている中、環境配慮が経済効果をあげ、相互の好循環を実現させるための取組が求められます。

(6) 環境と自然災害に対する市民の意識・行動の変化

近年、記録的な猛暑やゲリラ豪雨などの地球温暖化の顕在化、東日本大震災による原子力発電所事故やそれに伴う節電への取組などを通じて、市民の環境問題に関する関心・意識が急速に高まりつつあります。この傾向を一過性のものに終わらせないように、単に放射能や電力の問題だけでなく、地域のことからグローバルなことまで、様々なレベルの環境問題まで意識を高めるための取組が求められます。

(7) 伝統的生活の喪失

我が国では、古来、地元の産物を地元で消費し、使い終わったり壊れたりしたものも再利用し、家は自然の風や光を活かした造りであるなど、生活自体が今日でいう環境配慮型でした。技術や流通の発展により、これらの生活が一転し、資源やエネルギーを大量消費し、季節の恵みを感じる事が乏しくなる生活に変わりました。環境問題に取り組んでいくためには、今の生活観を改め、昔からの生活スタイルの利点を取り入れた現代の環境配慮型生活を作り上げることが求められます。

3 基本理念

本計画は、「天理市環境基本条例」（平成24年4月）の規定に基づき策定することから、同条例第3条の基本理念を共有します。また、同条例第3条は次のように定められています。

「天理市環境基本条例」第3条 基本理念

- 1 環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全と創造は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2節 計画策定の基本的な視点

計画策定の背景、環境をとりまく状況、天理市環境基本条例の基本理念を踏まえ、本計画は、次の事項を基本的な視点として策定されます。

(1) 健全で豊かな環境の恵みの保全と継承

豊かな自然環境や数多くの歴史的文化遺産や、先人から伝えられてきた誇りある地域文化など、恵まれた環境を適正に守り育むとともに、その恵みを後世にわたって継承します。

(2) 環境への負荷の低減

大気環境・水環境など、良好な環境を確保するため、あらゆる場において、環境への負荷を極力抑制します。

(3) 健康で文化的な生活環境の創出

豊かな自然や歴史的文化遺産など、本市の優れた環境特性を活かし、ゆとりと潤いの感じられる、本市にふさわしい生活環境を創造します。

(4) 地球環境保全に向けた取組の推進

地球環境問題は、市民一人ひとりの生活活動や地域の産業活動と深い関わりを有することから、地域の環境問題と地球環境問題を一つのものと考え、地域の環境に対する取組を通じて、地球環境問題の解決に貢献します。

(5) 環境の保全と創造に向けた自主的・積極的行動の実践

市民（市民団体を含む）、事業者、行政（市）の各主体が、環境への関わりを認識し、お互いに協働・連携して、自主的・積極的な行動を実践します。

さらに、平成18年から平成21年の山の辺の道観光入込客数の推移をみると、毎年15万人から16万人規模で推移しており、観光で訪れる人々や本市で働き、学ぶ人々など一時的に滞在する来訪者の環境負荷の集積も問題となることが予想されます。

そのため本計画を通じて、これらの来訪者に対して、市域で実施する取組への協力を求めています。

第3節 計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

社会経済活動の高度化に伴い、生活環境や自然環境の悪化が進行し、さらに地球環境への負荷が増加しており、これらの環境問題を解決するために、市民、事業者、行政（市）のすべての主体が参画・協働により環境の保全と創造に取り組む必要があります。

このため、本計画は、基本理念の実現をめざし、すべての主体が協力して、環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策を計画的に推進していくことを目的とします。

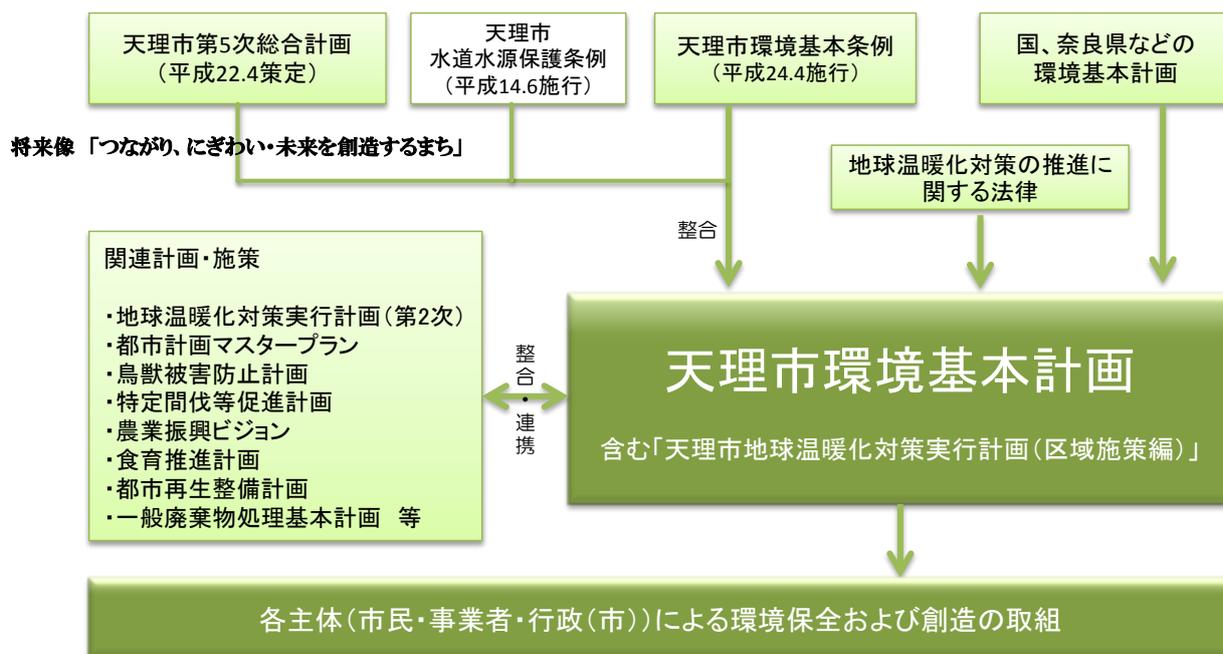
本計画は、次の4つの視点から調整・検討を図りながら策定します。

- 1 長期展望に立ち本市の望ましい環境像と、それを実現するための環境目標を定める。
- 2 環境目標を達成するための基本的な施策の展開方向を示す。
- 3 各種の事業計画などと環境面での整合を図る。
- 4 市民、事業者、行政（市）の役割を示し、各主体の協働のもとで計画を進める。

2 位置づけ

本計画は、「天理市環境基本条例」第9条に基づき策定します。

また、本計画は、国・県の環境基本計画の内容を考慮しつつ、「天理市第5次総合計画」をはじめ、その他の関連計画と整合を図りながら、市民、事業者、行政（市）が協働して、良好な環境を次世代に引き継ぐ取組を展開します。



第4節 計画期間と対象者・対象地域

1 計画の期間

本計画の期間は、平成26（2014）年度から平成36（2024）年度までの11年間とします。ただし、今後の環境の状況や社会経済状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

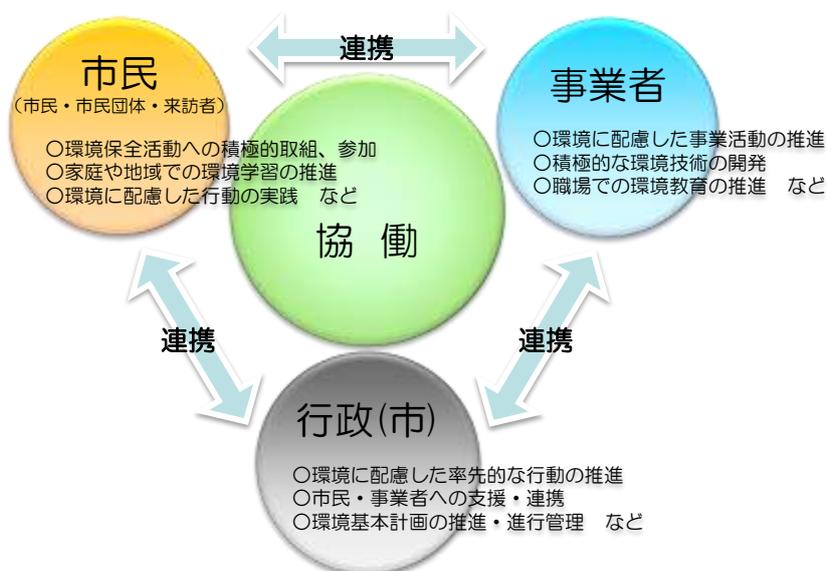
なお、市域全体の温室効果ガスの削減計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））については、国や奈良県の取組と整合を図るため、基準年度を平成2（1990）年度、目標年度を平成42（2030）年度とします。



2 計画の主体と役割

本計画は、「天理市環境基本条例」第4～6条に基づき、各主体の役割を踏まえ、市民（市民団体を含む）、事業者、行政（市）、さらには市内に来訪するすべての人や事業者を対象とします。

各主体は、互いに連携・協力し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。



3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

ただし、市域を越えて広域的または流域的に取り組む必要性がある事項（大気、水、森林をはじめ地球環境に関わる問題など）については、関係自治体、奈良県および国とも連携を図り取り組んでいきます。

第5節 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、生活環境から地球環境まで、できるだけ広く捉え、市域で各主体が取り組むことができる環境として、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境の4つの側面から環境の範囲を設定します。

対象とする環境

分野	構成要素
自然環境	土地利用、森林・農地、河川、動植物
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭・有害物質
都市環境	文化財、まちなみ・景観、観光、公園・緑地、道路・交通 教育施設・公共施設、水道・生活排水処理施設、福祉、防災
地球環境	地球温暖化防止、省エネ・創エネ・蓄エネ、廃棄物



第6節 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

第1章 計画の基本的な考え方
◇計画策定の背景と基本理念 ◇計画策定の基本的な視点 ◇計画の目的と位置づけ ◇計画期間と対象者・対象地域 ◇計画の対象とする環境の範囲 ◇計画の構成

計画の概要についてまとめます。
計画策定の背景、計画の目的、位置づけ、期間、対象地域、対象とする環境の範囲、計画の推進主体と役割などについてまとめます。



第2章 天理市の環境
◇天理市の概況 ◇市民等へのアンケート結果の概要 ◇天理市の環境の特徴と課題 ◇天理市の関連施策からみた今後の課題

本市の環境の現状をまとめます。
各種の既存資料などから、本市の環境の現状について整理します。



第3章 望ましい環境像と環境目標
◇望ましい環境像 ◇環境目標 ◇望ましい環境像をめざして

目指す11年後の環境像を示します。
本市が目指すべき望ましい環境像を定め、それを実現するため、より具体化した目標である環境目標を示します。



第4章 環境施策と主体別取組
◇環境施策の体系 ◇参考となる施策の指標 ◇市民、事業者、行政（市）の取組

今後11年間で取り組むことや数値目標を示します。
環境目標ごとに、環境課題、数値目標、取組の方向や市民、事業者、行政（市）それぞれの立場での具体的な取組内容を示します。



第5章 さあ進めよう！プロジェクト
◇プロジェクトの位置づけ ◇プロジェクトの内容

初めに取り組むことを示します。
計画推進の初動を促し、協働が深まる取組などの先導的な役割を果たす事業をプロジェクトとしてまとめます。



第6章 計画の推進体制と進行管理
◇計画の推進体制 ◇計画の進行管理 ◇協働を強化するための取組

計画の進め方について示します。
計画の実行性を高めるための推進体制や進行管理などについてまとめます。